

平成20年度 第7回練馬区高齢者保健福祉懇談会 会議要録	
1 日時	平成20年8月6日（水） 午後1時30分から3時30分まで
2 場所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	（委員 15名）冷水座長、東條副座長、岩田委員、佐藤委員、高橋委員、町田委員、渡辺委員、赤地委員、田中委員、轟委員、永井委員、早船委員、藤田委員、増田委員、松尾委員（欠席：長井委員、佐々木委員） （区幹事 12名）福祉部長、地域福祉課長、健康推進課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、在宅支援課長、大泉総合福祉事務所長 ほかに事務局5名
4 傍聴者	1名
5 議題	1 練馬区高齢者保健福祉懇談会報告書（案）（08/06版） 2 今後のスケジュール
6 配布資料	当日配布資料 （1）資料1 練馬区高齢者保健福祉懇談会報告書（案）（08/06版） （2）資料2 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて （3）第6回練馬区高齢者保健福祉懇談会会議要録 （4）第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（閲覧用） （5）その他 ・座席表 ・練馬区高齢者保健福祉懇談会委員名簿 事前配布資料 練馬区高齢者保健福祉懇談会報告書（案）（07/29版）
7 事務局	練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課計画係 Tel 03-3993-1111（代表）

■ 会議の概要

(座長)

第7回練馬区高齢者保健福祉懇談会を開催する。
委員の出席状況や配布資料の確認をお願いする。

(事務局)

【委員の出席状況および傍聴の状況、配布資料の確認】

1 練馬区高齢者保健福祉懇談会報告書(案) (08/06版)

テーマ1 高齢者の社会参加

(座長)

P5の「3 就労活動への支援」(2)のタイトルについて、「区が取り組むべき、」の後の文章をよりわかりやすく修正したほうがよい。

(高齢社会対策課長)

タイトルは名詞止めなので、「取り組むべきだ」と締めくくれない。そのため、こういう表現になっているが、工夫をする。

(副座長)

P4の「2 ボランティア活動参加への支援」の中に、広報活動、情報提供の重要性についての提言を追加したい。懇談会の中でも議論されているはずだ。具体的には、広報しても住民の心に届かなければ、実効性はない。練馬区民の一人ひとりに届くように、ただ情報を流すのではなく、これから高齢期を迎える方を社会活動に巻き込んでいく工夫が必要だとされた。意図としては、(2)の①の文章に含まれていると思うが、独立した項目として立てて、もっと明確に示した方がよい。

(高齢社会対策課長)

確実に伝わる情報提供の仕方について、2(2)の①の前に新たな項目として入れたい。

(委員)

2(1)②に男性等とあるが、誤解をまねくのではないか。性別を限定する表記はやめたほうがよい。

(座長)

ボランティア活動は、女性に比べ、男性の参加が進まないのも、特に男性でリーダー的役割を果たす人材がほしいという意見があったためだ。ただ男性に限ってしまうといけないので、男性等にしてある。

(委員)

会議に出席していれば、前後の話の流れがわかるが、区民が報告書として読んだときに、こちらが意図したとおりに読み取ってくれるかが問題である。

(委員)

このような表現では問題がある。男性と表記するのは避けたほうがよい。

(座長)

もっと男性にボランティア活動に加わってきてほしいという主旨があるので、もう少し背景を丁寧に説明して、誤解を避ける表現にするのではどうか。

(委員)

定年後という部分を強めて表現すればよいと思う。

(委員)

定年退職した男性ももちろんだが、ずっと仕事を持っていて、退職した女性も地域に入っていくことはあまりないし、入っていけない雰囲気もある。女性の退職後の方でも、同様の問題を抱えている人はいらっしゃるのではないかと思う。

(座長)

男女に関わらず、仕事中心に生活してきた人が、退職後に地域でボランティア活動へ積極的に参加できるようにという内容に修正することでいかがか。

(一同)

了承。

(委員)

3 (3) ③「高齢者同士の身体介護は嫌がられる傾向がある」という部分について、確かにそういう事実はあるが、前段の議論を説明せずに提言に書いてしまうと、読者を不必要に動揺させてしまうのではないか。また、誰が嫌がるのか、主語がわからない。削除しても良いのではないか。

(座長)

議論の中では背景を理解しながら述べているが、区民が報告書を見る時は、そんな事実があるのかと驚いてしまう。「～しかし、」までは削除して良い。

(委員)

「嫌がられる」ではなく、肉体的に無理があるなど、柔らかい印象の言葉に変えれば通るかと思うがどうか。

(委員)

現実に60歳を過ぎても介護職として働いている方もいらっしゃる。提言の主旨は、高齢者が活躍できる分野を見つける工夫の必要性ということであり、わざわざ読者に不快な思いをさせる必要はない。

(座長)

詳しい背景を説明できれば良いが、箇条書き的に結論だけを書いていく形式のため、誤解を与える表現は避けた方がよい。

テーマ2 高齢者センター・敬老館のあり方

(副座長)

何度か話題が出たと思うが、高齢者センター、敬老館という呼び方は特にこれから高齢者の仲間入りをする世代には特に抵抗があると思われる。名称について、愛称をつけるなどの工夫が必要ではないかという提言を盛り込みたいがいかがか。

(座長)

今すぐに名称を変えるのではなく、将来、敬老館等を利用する世代の方々が、積極的に

利用していくのにふさわしい名称に変えることを検討する必要があるという主旨の提言を加える。懇談会の中でも数名の方から指摘されていた。

(委員)

既に高齢者センター・敬老館に行っている方は良いが、行きにくいと感じている方々を利用する気にさせるような名称が考えられるよう、しっかり検討する必要がある。

(座長)

魅力ある名称に変えることを検討する必要があると、1 (1) の最後に④として新たに付け加える。

テーマ3 ひとりぐらし高齢者・高齢者のみの世帯・日中独居者への支援

(委員)

2 (1)、文章の流れがわかりづらい。本文2行目、「訪問対象者の多さから、民生委員は人手不足である」は、「訪問対象者は多く、民生委員だけの支援では人手が不足してしまう。」にしてはどうか。ところで、「民生委員協力員等」とは何か。

(座長)

民生委員協力員という役職があるのか。

(地域福祉課長)

今年度から東京都独自の制度として民生委員協力員制度ができた。民生委員の補佐で平成20年8月現在37名の方がいる。

(座長)

民生委員協力員は用語解説を追加していただきたい。

1 (3)、「老人性うつ」というのは、病名である。一般的に病気でなくても使う言葉であるが、病名として使うのなら、焦燥感や孤独感等からうつが引き起こるのは医学的には現実性に欠ける。原因は様々で、身体的状況から起こることもあるし、遺伝的な要素もあるので、医学的なうつと受け取られないようにしたほうがよいと思う。「うつの状態」や「うつ状態」という表現にしたほうが良いのではないか。

(委員)

おっしゃるとおりである。うつ状態としたほうが適切である。

(座長)

「予防」という表現も、医学的には不適切な表現なので、うつ状態の「防止」という表現にしてはいかがか。

(委員)

1 (2)、「動機付け」とあるが、P4では、モチベーションという言い方をしている。動機付けという表現に統一したほうが良いのではないか。

(座長)

「動機付け」で統一し、カタカナ語の使用はなるべく少なくしたほうが良い。

テーマ1のときに出ていた意見と関連するが、テーマ3の1 (2)でも男性に限定した表現になっている。男性が中心なことは確かだが、仕事を中心に生きてきた人という表現が良いのではないか。また、抵抗という言葉が使われているが、抵抗があるのではなく、

参加しにくいという主旨である。抵抗というと自分で出て行かない気持ちがあると受け取られてしまうのではないか。

(委員)

抵抗よりも理解が少ないだけではないかと思っている。男性は理論的に物事を進めてくれる方が多い。これからは男性の力も活用していかなければいけないと思う。ちょっとしたきっかけが必要なのだと思う。

(座長)

抵抗がある人もいるが、一般的には参加しにくい要素がいろいろあると修正してはいかがか。

(委員)

「消極的」という表現にしてはどうか。私も定年になって自分に趣味が無く、外出する機会が少ないので消極的なことは事実である。

(座長)

思いはあっても、きっかけがないという人が多いのではないか。様々な要素があるので、消極的と限定してしまうよりも、提言としては、きっかけさえあれば参加ができるという主旨の表現にするほうが望ましいのではないか。事務局で文言整理をしてほしい。

(委員)

豊玉高齢者センターを利用しているが、男性の利用者も多い。もちろん、女性も多いが、必ずしも男性が少ないとは言い切れないのではないか。

(座長)

もちろん積極的に参加している方もいるが、仕事を中心にしてきた人は参加しにくいということが主題である。先ほどの話で出たように、男性だけではないという表現、参加しにくい状況があるという内容に修正する。

テーマ4 高齢期の住まい

(座長)

P10の1(2)1行目「今現在」というのは話し言葉ではよく使うが、「現在」でよいのではないか。

テーマ5 健康の保持・増進

(委員)

3「心の健康への支援」について、体が健康であって精神的な不安を抱えている人が多いかと思う。新たに(3)として心の健康に不安を持っている方への支援を付け加えてはいかがか。

(座長)

これまで出てこなかった意見である。他の方の意見は、いかがか。項目(3)として新たに立てるには文章が必要だと思う。

「心の」というのは、不安、うつ状態など、広い精神状態を含めて書かれている。認知症予防はかなり進んできているが、広い意味でのこころの不安への対応というのはまだ国

の施策でも進んでいないと思う。漠然とした不安はあるものの、相談窓口や医者に行くほどでもないという方を、どう支援すれば良いか。

(高齢社会対策課長)

ご発言の主旨について確認したい。うつなどの病気といえるレベルの話ではなく、傾聴ボランティア等の話なのか。

(委員)

ひとりぐらし高齢者が増えている中で、介護や認知症といった明確な不安を持つ人は、在宅介護支援センターや地域包括支援センターに相談に行けるのだと思う。しかし、漠としており、正式な相談として窓口を訪れにくい内容の場合、雑談のように気軽な雰囲気でお話ができる機会・場が必要だという意図である。

(座長)

病的な状態というほどではないが、老後の様々な不安等を気軽に相談できる場という意味か。提言の仕方が難しい。不安でも、きちんとした情報と一致すれば解決する具体的な問題もある。心の不安という範囲内に書ききれないようなこともある。具体的な対応策を提案するのは難しいので、問題を認識し、配慮すべきという提言とすることでいかがか。

その他気づいた点だが、1(1)①「区報のような媒体」の「媒体」というのは難しい言葉遣いのため一般にはわかりにくい。適切な表現を考えていただきたい。

テーマ6 在宅医療・介護の連携と充実

(委員)

P14 1(3)の「ホスピス」について、私はホスピスとは看取りをするための施設であると理解していたが、この文章では違うようである。自宅で看取るときに地域の人達も協力してとあるが、具体的にはどのようなところか。

(委員)

「在宅ホスピス」という言葉が広まってきている。在宅でも施設のホスピスに入ったのと同じような状態で、在宅でケアを受けられ、地域住民がボランティアとして大きな役割を果たしているということである。

(座長)

将来的には大きな課題であるが、在宅ホスピスが一部でしかされていない現状での提言としては、理解を得にくいのではないか。

(委員)

前回、在宅医療・介護の充実のためのヒントとして英国のホスピスの話をした。在宅でできるだけ長く過ごしたいという方が多い中で、そのような方を支える仕組みの例として在宅ホスピスの話を挙げただけなので、事例そのものを報告書に書く必要はない。

(座長)

在宅医療・介護体制の充実なので、在宅ホスピスの例をあげなくても、在宅医療・介護を進めていく上では住民の協力が様々な形で必要になってくるという提言が良い。在宅医療・介護を進めていく上では、医療機関や専門職だけでなく地域住民やボランティアの参加協力が必要であるという主旨をまとめていくことで良いか。介護保険運営協議会では

医療のことは扱わないので、この懇談会から重要な提言として報告書に盛り込む必要がある。

(副座長)

2 (2) ③、「医療ソーシャルワーカー」について、法定された資格ではないため、配置基準はない。何に対して数が不足しているのか。何に対してどう充実させていくのかが不明瞭だ。

(座長)

本来、医療ソーシャルワーカーが果たすべき役割が充分果たされていないという主旨であり、人数がどれぐらい必要かということではない。介護する専門員の仲立ちをする役割へのニーズがあるという意味で書かれているのだと思う。

(副座長)

「医療ソーシャルワーカーの数は不足している」という表現は、外してしまっても良いのではないか。

(座長)

役割を果たす人が不足しているという主旨の表現に変えるということとする。

(委員)

P15 3で、認知症になると入院を拒否されるケースがあるという文章は、議論の背景を知らない読者には理解しにくいのではないか。もう少しわかりやすく言葉を補うべきである。

(座長)

どのようにすれば良いか。

(委員)

認知症の人が、認知症以外の病気等、例えば心疾患で入院する場合があるが、その場合にも認知症の症状があるために、拒否されるケースがあるということである。言葉が足りないと普通の人が読んだ時にどう理解されるか疑問がある。

(在宅支援課長)

おっしゃるとおりで、重篤な疾患を起こした場合、認知症の症状があるために入院させるににくいというケースがかなりある。そういうときにどうするかが課題である。

(座長)

総合的な医療体制がとられていない医療機関が多いということか。認知症のために入院することが難しいという表現に変えることとする。

テーマ7 高齢者の権利擁護

(委員)

3 (1)、成年後見制度の円滑利用が主題なので、社会貢献型後見人に限らず後見人全般について言及したほうが良いのではないか。確かに、社会貢献型の後見人はとても重要であり、これから広まっていかなければいけない制度である。しかし、社会貢献型後見人が請け負える内容には限界がある。正規の後見人制度のことにも触れておく必要がある。

(地域福祉課長)

弁護士や社会福祉士等の職業後見人に依頼するケースであるが、P17 3 (2) で経済的支援というかたちで確保できるような仕組みづくりとして盛り込んでいる。お金が無い場合に、経費の助成をすることで後見人利用を円滑化するという意図である。

(座長)

経済的な支援は書かれているが、弁護士、社会福祉士などの受け皿となる人材が十分なのかどうかという問題もある。

(地域福祉課長)

それぞれの団体から、家庭裁判所へリストが挙げられ、その中から家庭裁判所が決定する。職業後見人については、不足しているという話は特に聞いていない。

(座長)

区が支援をするのは難しい分野である。専門職団体が中心となり取り組むことである。

用語解説で成年後見人制度の説明をした上で、社会貢献型後見人の説明をしてはどうか。

1 (1)、社会福祉協議会、地域包括支援センターについては、総論で役割が書かれているが、保健福祉サービス苦情調整委員については、権利擁護の相談を受けることを用語解説として加える必要があるのではないか。

(座長)

今後の報告書の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今日いただいたご意見を元に報告書を完成させたい。内容については座長に一任していただくことでお計りいただきたい。

(座長)

報告書について追加意見がある場合は、8月13日(水)までに事務局へ連絡をいただきたい。

その後、座長と事務局で修正を行い報告書を完成させ、練馬区長へ提出したい。

2 今後のスケジュール

(高齢社会対策課長)

【資料2に基づき、今後のスケジュールについて説明】